

岩手県補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

岩手県補助金交付規則の一部を改正する規則

岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した<u>次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した<u>次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 <u>知事は、前項の承認をするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることがある。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県補助金交付規則第19条の規定は、この規則の施行の日前に交付決定を受けた補助金についても適用する。